
第2期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略

大子町

目 次

第1編 大子町人口ビジョン	
1 基本的な考え方	3
2 人口の現状分析	4
3 将来人口の推計	12
4 人口の将来展望	18
第2編 大子町まち・ひと・しごと 創生総合戦略	
第1章 総論	23
1 国における地方創生の現状等	23
2 第2期の国総合戦略における施策の方向性	24
3 本町における基本方針	25
4 本町の取組体制とPDCAの管理	28
5 計画期間	29
6 大子町総合計画との関係	29
7 施策体系	29
第2章 基本目標と横断的目標	30
1 基本目標	30
2 横断的目標	30
第3章 具体的な施策と重要業績評価指標	34
基本目標Ⅰ 安定した雇用を創出する	34
基本目標Ⅱ 新しい人の流れをつくる	37
基本目標Ⅲ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	40
基本目標Ⅳ 魅力ある地域をつくる	43
資料編	

第1編

太子町人口ビジョン

1 基本的な考え方

1 改訂の考え方

大子町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の将来推計人口（平成 25 年推計）」を基準に今後の人口対策などの施策が将来の自然増減や社会増減に及ぼす影響を仮定し、年 3 月（平成 27 年度）に策定しました。

その後、2018 年（平成 30 年）に社人研から平成 30 年推計が公表されました。

この推計では、2040 年（令和 22 年）時点における大子町の総人口、9,469 人となり、平成 25 年推計の 10,320 人比べ 851 人減となりました。

このことから、直近の人口動態などを踏まえ、改めて人口分析及び将来推計などを行い、人口ビジョンを改訂することとしました。

2 人口ビジョンの位置づけ

人口ビジョンは、地方版総合戦略である「大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎とするものです。

3 対象期間

対 象 期 間	2040 年 まで
人 口 推 計 方 法	社 人 研 の 平 成 30 年 推 計 に 準 じ た 方 法 で 推 計

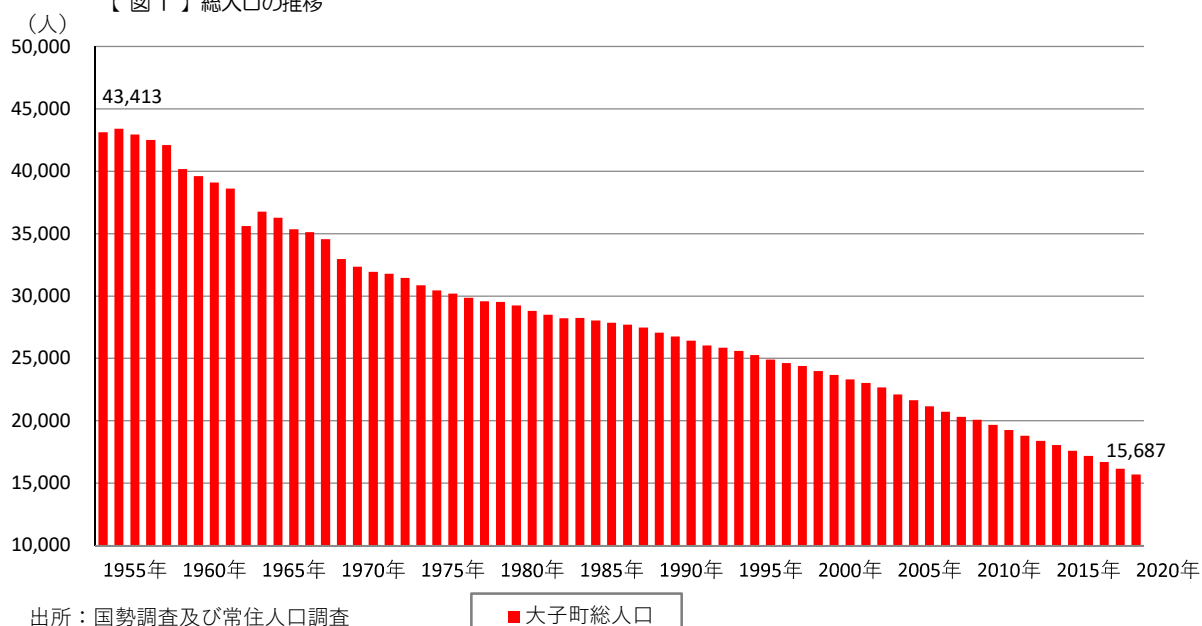
2 人口の現状分析

1 人口及び年齢構成の推移

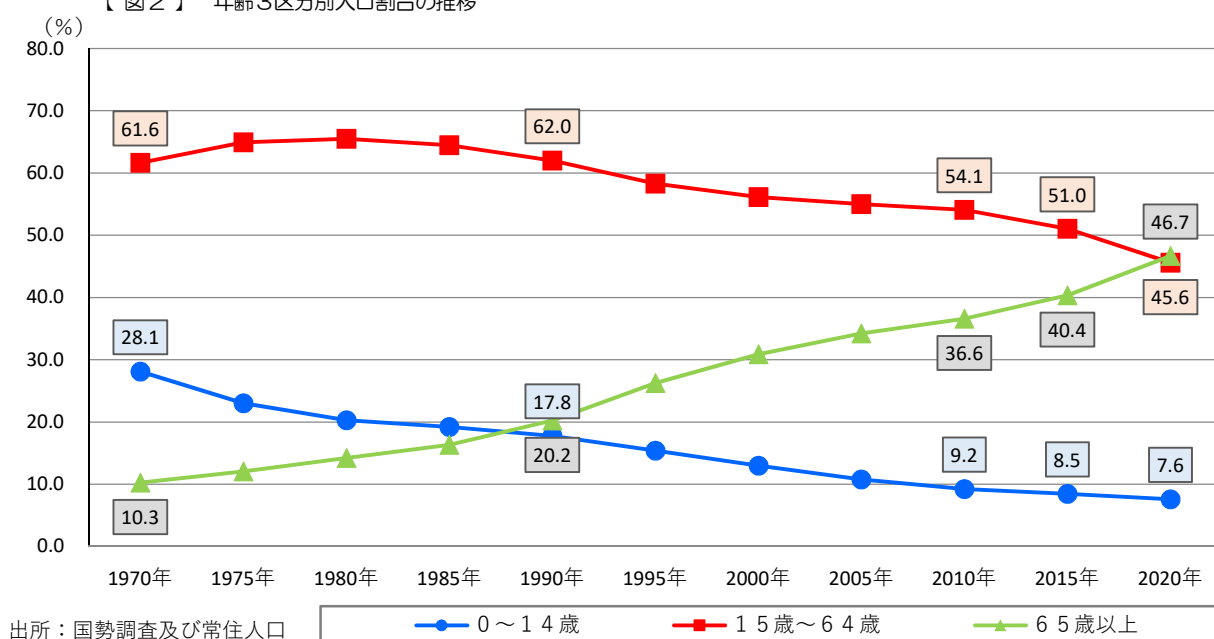
本町は 1955 年に 1 町 8 村が合併し、現在の町域を形成しました。当時は 43,000 人を超える人口を有していましたが、2020 年 10 月現在の総人口は 15,687 人と、約 3 分の 1 に減少しています。

人口減少の最も大きかった時期は、1950 年代半ばから 1973 年頃にかけての高度経済成長期で、その後鈍化したものの、減少傾向は続き、ここ数年は 500 人前後の減少で推移しています。

【図 1】総人口の推移



【図 2】年齢3区分別人口割合の推移



2 人口動態（自然増減と社会増減）の推移

本町の人口は、出生数を死亡数が上回ることによる自然減少と、転入数を転出数が上回ることによる社会減少の両方によって減少しています。

自然減少数と社会減少数では、自然減少数の方が大きい傾向があります。

【図3】 自然増減と社会増減の推移



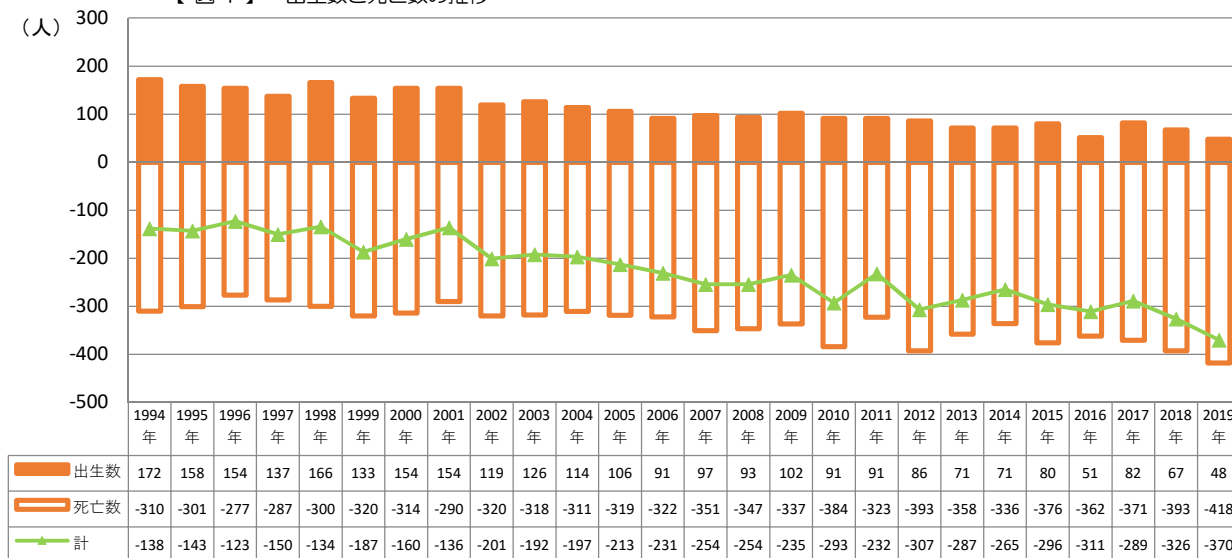
出所：常住人口調査

3 自然増減

(1) 出生数と死亡数の推移

本町の自然減少の内訳を見てみると、出生数については一貫して減少傾向にあり、近年は50人前後で推移しています。死亡数については増加傾向にあるため、自然減少数が年々増加傾向になっています。

【図4】 出生数と死亡数の推移



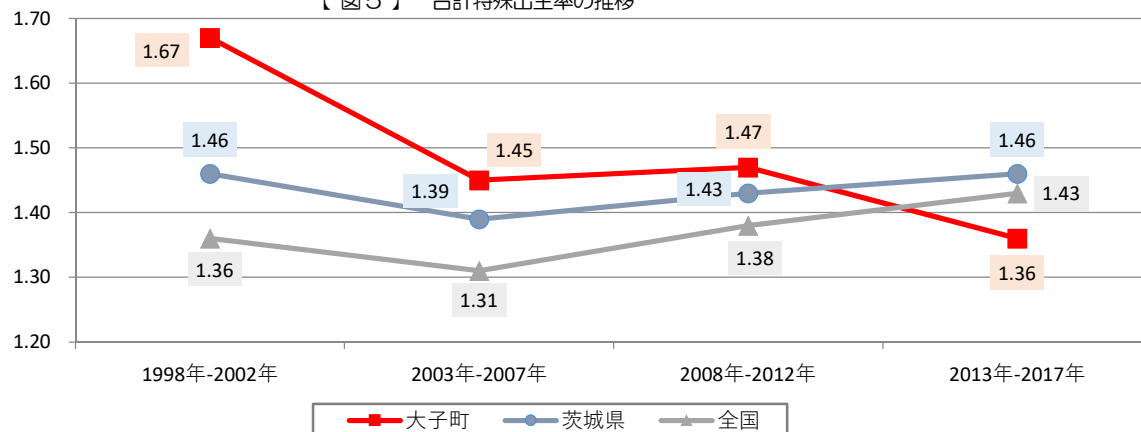
出所：常住人口調査

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の5年ごとの合計特殊出生率の平均を見ると、2008年から2012年までの平均値では上昇したものの、2013年から2017年までの平均値では下降しています。国全体及び茨城県との比較においても、本町の数値は国および茨城県を上回っていましたが、下回っています。

また、長期的に人口が維持出来るとされる合計特殊出生率（人口置換水準、2.07から2.08）を下回っています。

【図5】 合計特殊出生率の推移



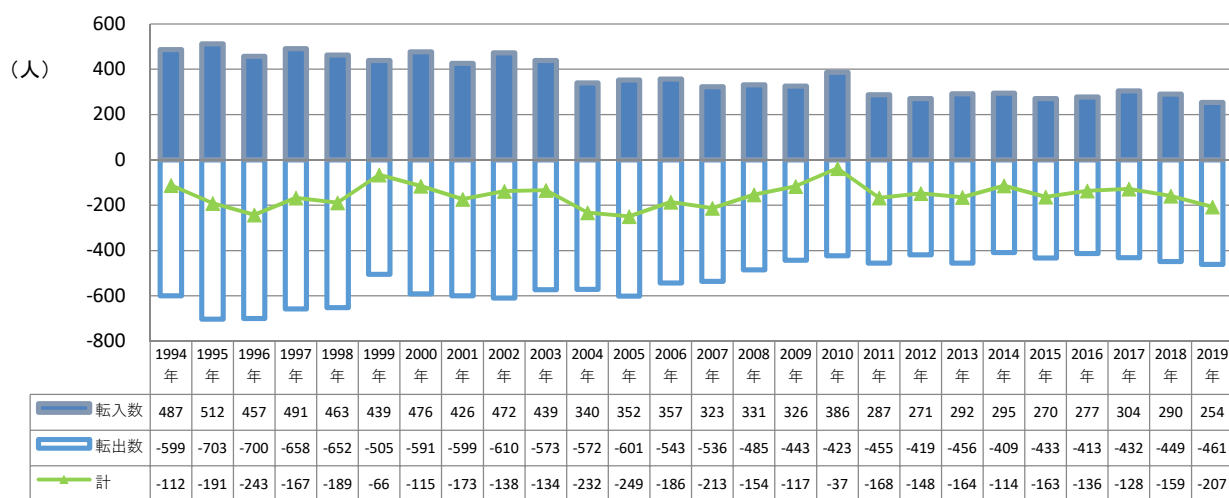
出所：厚生労働省「人口動態統計」

4 社会増減

(1) 転入数と転出数の推移

本町の社会減少の内訳を見ると、転入数・転出数とも減少傾向にあります。しかし、常に転出超過状態にあるため、社会減少が続いています。

【図6】 転入数と転出数の推移



出所：常住人口調査

(2) 常住人口の自治体間移動

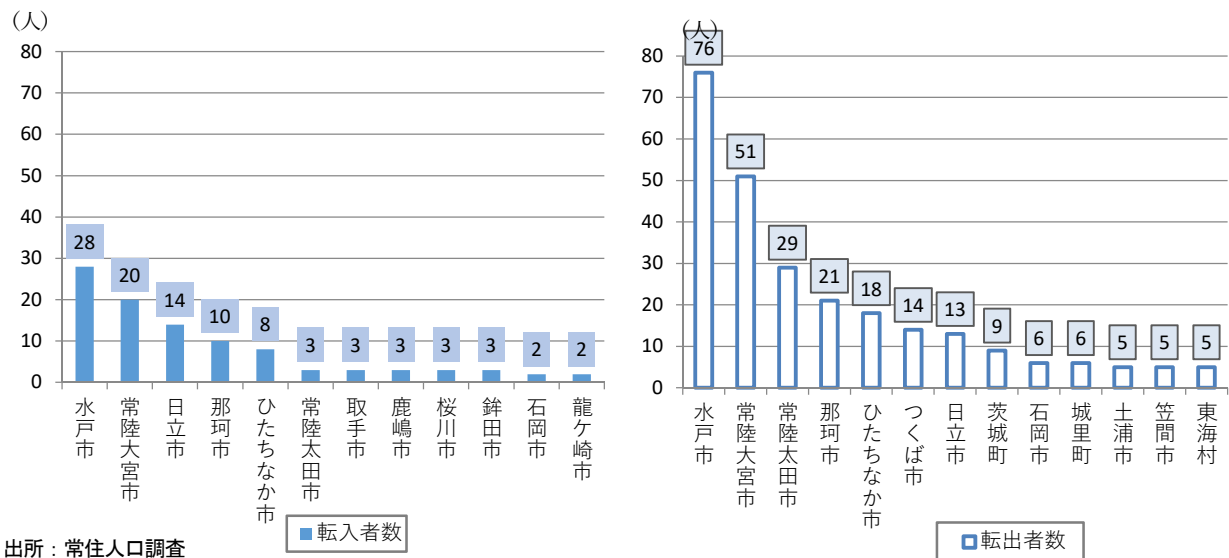
2019 年における県内市町村間の移動人数は、転入者 128 人、転出者 271 人で、143 人の転出超過になっています。転入者の内訳を見ると、市町村別では、水戸市が 28 人と最も多く、次いで常陸大宮市が 20 人、日立市、那珂市とひたちなか市が続きます。転出者の内訳を見ると、水戸市への転出が 76 人、常陸大宮市への転出が 51 人と多く、この 2 つの市に対する転出超過が特に大きくなっています。

また、他都道府県間との人口移動を見ると 2019 年における他都道府県間との人口移動は、転入者 162 人、転出者 178 人で、16 人の転出超過になっています。

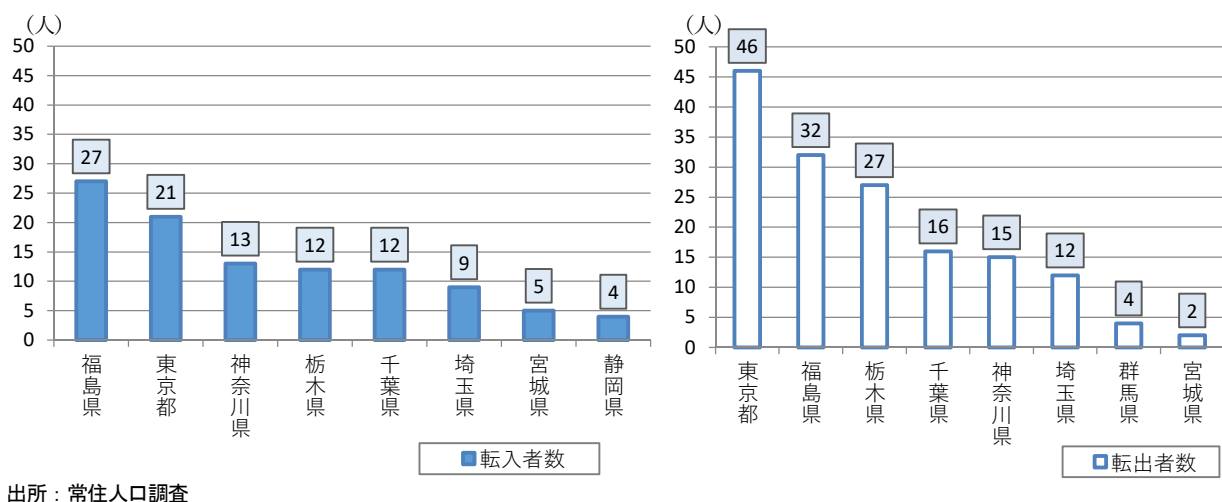
都道府県別の内訳を見ると、転入では東京都 46 人、福島県 32 人、栃木県 27 人、千葉県 16 人、神奈川県 15 人となっています。

転出は、福島県が 27 人と最も多く、次いで東京都 21 人、神奈川県 13、栃木県、千葉県 12 人と、転入と同様に首都圏と、茨城県と隣接する栃木県、福島県が多くなっています。特に福島県と東京都に対する転出超過が大きくなっています。

【図 7】 県内市町村間との人口移動（主な市町村のみ）



【図 8】 他都道府県間との人口移動（主な都道府県のみ）



5 昼間人口の移動状況

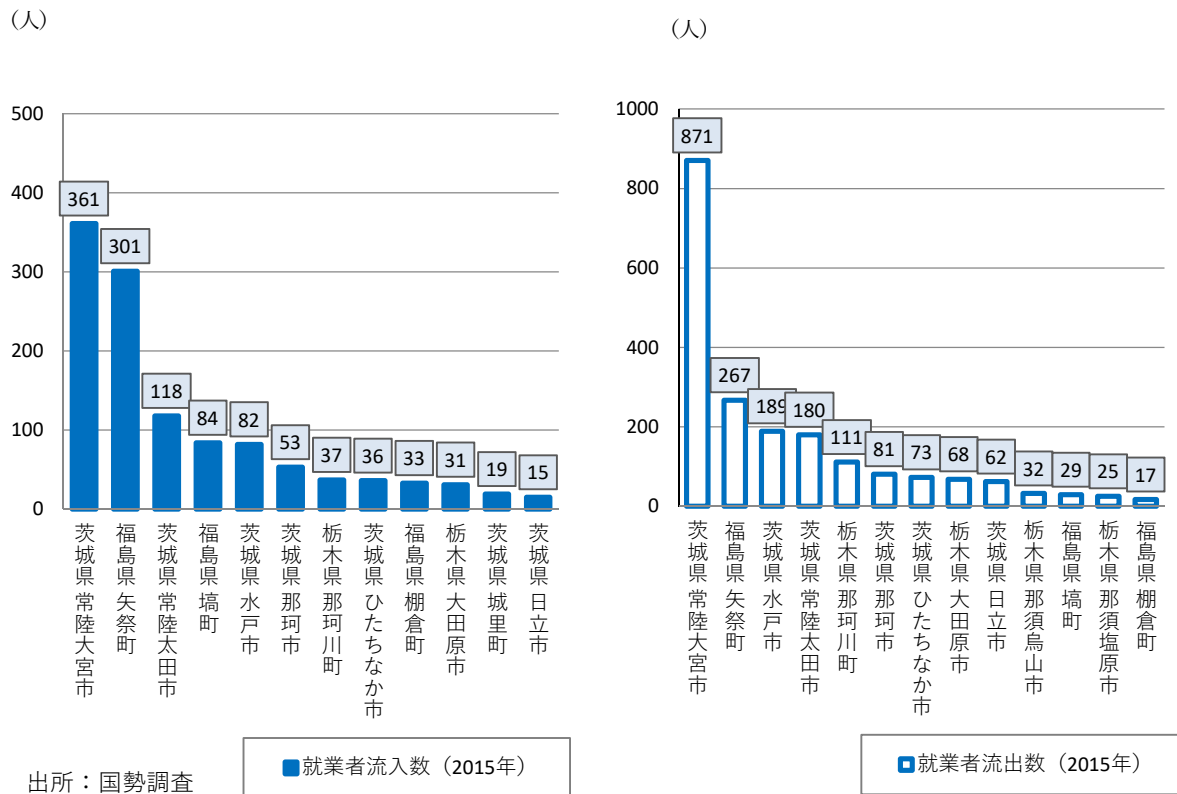
(1) 就業者の移動状況

2015年の就業による昼間の人口移動数は、流入 1,282 人に対して流出が 2,156 人と、874 人の流出超過となっています。

流入の内訳を見ると、多くは近隣市町村からであり、最も多いのは常陸大宮市の 361 人で、福島県矢祭町 301 人、常陸太田市 118 人、福島県塙町 84 人と続きます。

流出の内訳を見ると、常陸大宮市への 871 人が最も多く、福島県矢祭町 267 人、水戸市への 189 人、常陸太田市 180 人、栃木県那珂川町 111 人と続きます。常陸大宮市に係る移動状況は、流出が流入を 500 人上回っており、常陸大宮市で就業する人が多いことが分かります。

【図 9】 昼間人口の自治体間移動（就業者）（主な市町村のみ）



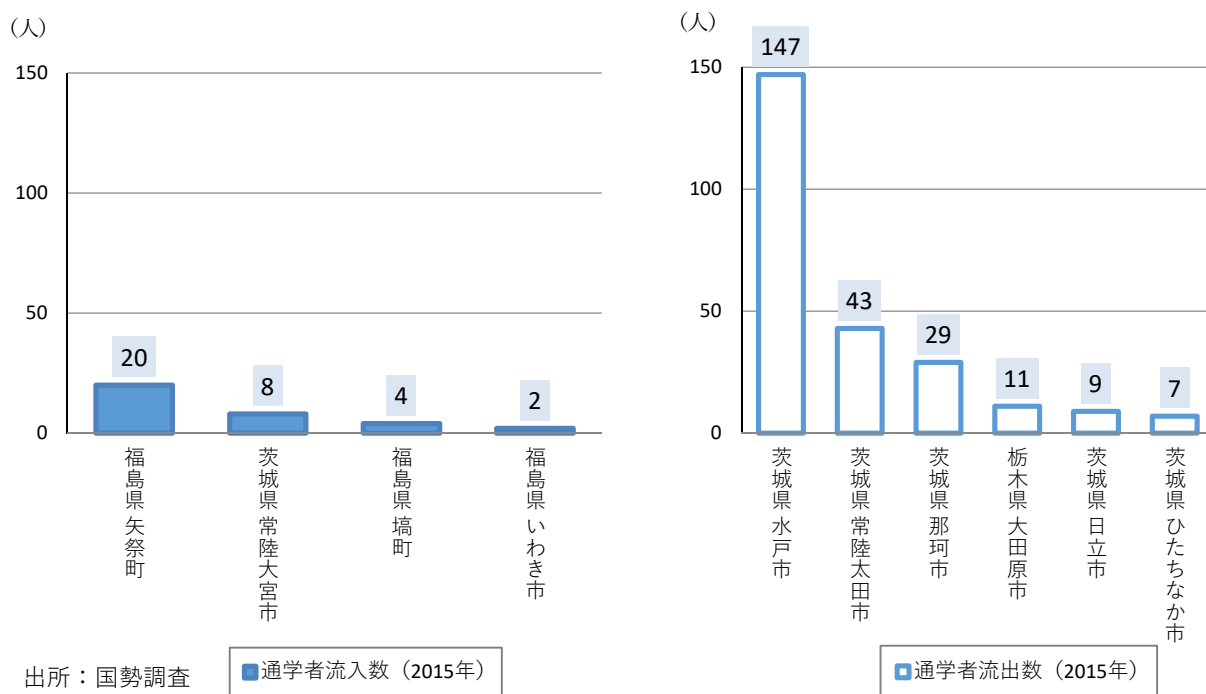
（２）通学者の移動状況

2015 年の通学による昼間の人口移動を見ると，流入 74 人に対して流出が 282 人と，208 人の流出超過となっています。

流入の内訳を見ると，多くは近隣市町村からであり，福島県矢祭町が最も多く 20 人，常陸大宮市 8 人が続きます。

流出の内訳を見ると，水戸市への 147 人が最も多く，常陸太田市への 43 人，那珂市への 29 人と続きます。水戸市は流出超過にあり，多くの学生が就学先として水戸市内の学校を選んでいることが分かります。

【 図 10 】 昼間人口の自治体間移動（通学者）（主な市町村のみ）



6 旧町村別の人口の状況

旧町村別の総人口の推移（実数）を見ると、袋田以外は一貫して減少してきたことがわかります。

【図11】 旧町村別の総人口の推移（実数）

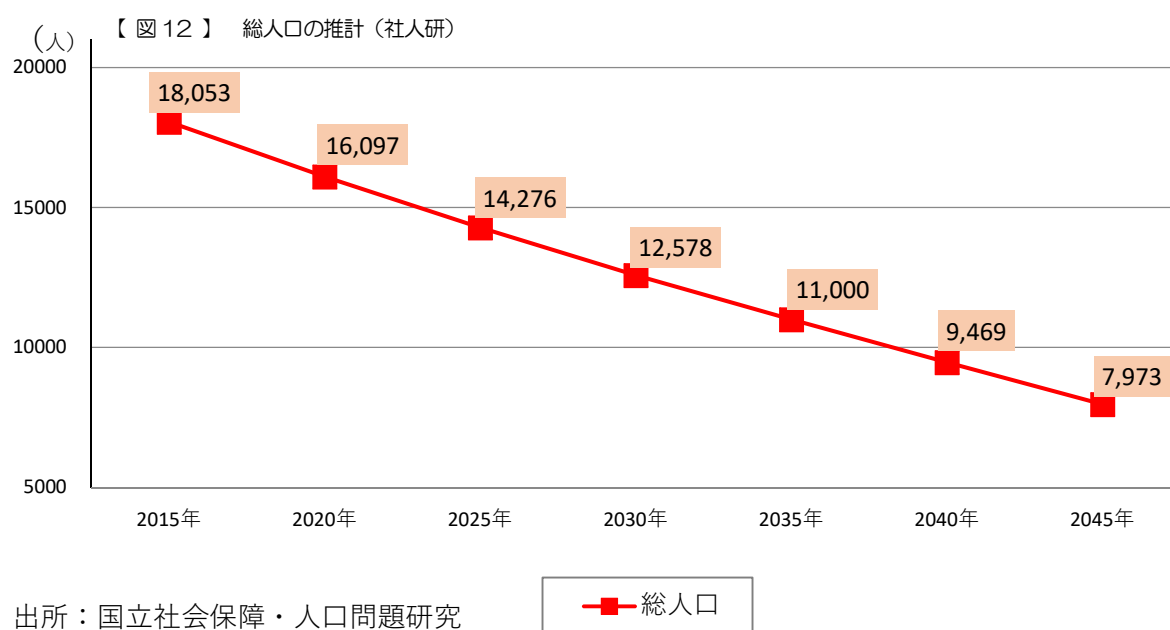


3 将来人口の推計

1 国立社会保障・人口問題研究所の推計

(1) 総人口の推計

社人研によると、大子町の人口は減少が続き、2040年には9,469人となるとされています。
※2020年以降の数値は、推計値のため、各種数値により数人程度の誤差があります。



自然数増減 【表1】 人口増減の内訳

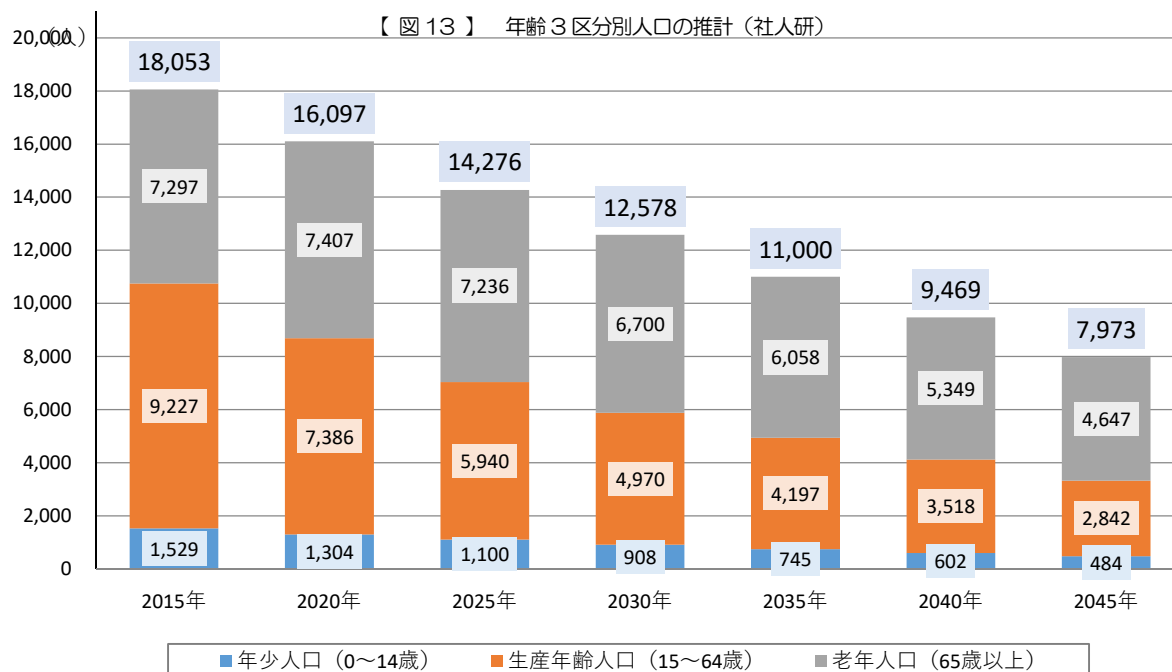
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	-1,535	-1,482	-1,386	-1,313	-1,329	-1,311
うち男	-698	-677	-655	-645	-660	-633
うち女	-837	-805	-731	-668	-669	-678

社会増減数

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	-423	-339	-309	-271	-198	-186
うち男	-215	-178	-168	-145	-111	-107
うち女	-208	-161	-141	-126	-87	-79

(2) 年齢3区分別人口の推計

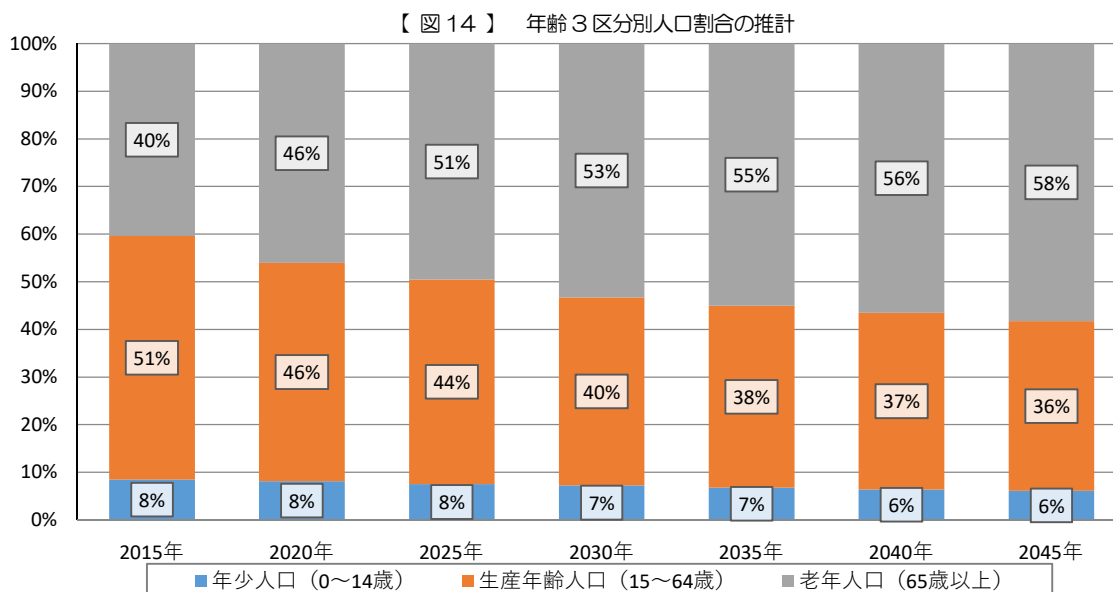
年齢3区分別人口の推計では、年少人口（0歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）及び老年人口（65歳以上）の全てで減少していくとされており、2015年と2040年を比較すると、年少人口は60%、生産年齢人口は60%、老年人口は27%の減少となっています。



出所：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 年齢3区分別人口割合の推計

年齢3区分別人口の割合でみると、2040年まで、年少人口及び、生産年齢人口は縮小し、老年人口割合は増加していきます。



出所：国立社会保障・人口問題研究所

2 大子町独自の将来推計

(1) 3つの変数の設定

社人研によると、大子町の人口は減少が続き、2040年には9,469人となるとされています。

① 合計特殊出生率

「人口置換水準（出生数と死亡数が均衡し長期的に人口が維持出来るとされる合計特殊出生率※）」は、2.07から2.08（およそ2.1）とされていますが、本町の合計特殊出生率（2013年から2017年の平均）は、1.36です。

今回の推計では、合計特殊出生率について、「1.36（現状維持となるケース）」と「1.36→2.10（人口置換水準まで上昇するケース）」の、2つの仮定値を置きました。「人口置換水準まで上昇するケース」では、合計特殊出生率1.36が、2.10まで上昇し、その後は一定になると仮定しました。

【表2】 出生率の仮定

2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
1.47	1.36	2.10	2.10	2.10	2.10

② 社会移動

社人研の将来人口推計における社会移動は、2010年か2015年の純移動率をベースにしていますが、その傾向は転出超過にあるものの転入・転出とも減少するものとしています。

今回の推計では、社会移動の純移動率について、「社人研準拠」、「社人研推計準拠」の2つの仮定値を置きました。

③ 移住・定住数

若年層、子育て世代が年間10名移住・定住するケースを仮定しました。

(2) 4つの将来人口推計

上記の変数を用いて、以下（表3）の4つのパターンの推計を行ないました。

【表3】 推計パターン一覧表

パターン	合計特殊出生率	社会移動	移住・定住
①社人研推計	1.38→1.39	転出超過継続	
①町独自推計（出生率上昇）	1.36→2.10	転出超過継続	移住・定住促進
②①+出生率上昇	1.36→2.10	転出超過継続	
③②+移動均衡	1.36→2.10	転入転出均衡	

※合計特殊出生率とは「15～49歳までの女性の各年齢ごとの出生率の合計」で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を推計するものです。

(3) 推計結果

① 総人口

合計特殊出生率が現状のままで、転出超過状態がこのまま続くと、2040年の総人口は、2010年と比べて1万人以上減少し、9,469人となります（パターン①）。

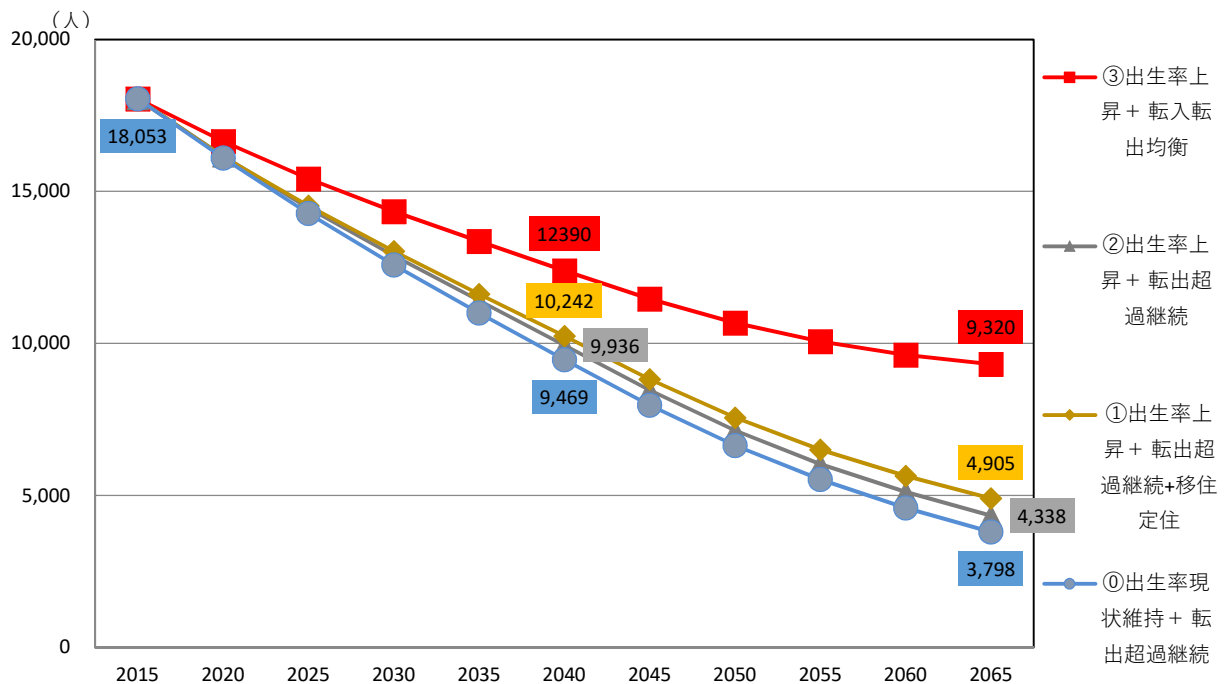
合計特殊出生率が2.1まで上昇し、転出超過が続いた場合で、移住定住を促進することにより若年層を年間10名程度確保していった場合、2040年の総人口は、10,242人となります（パターン①）。

合計特殊出生率が2030年まで段階的に2.1まで上昇し、転出超過についてはパターン①と同じく続いた場合、2040年の総人口は9,936人となり、パターン①と比較して467人（4.9%）多くなります（パターン②）。

パターン②と同じ合計特殊出生率と転入転出が均衡した場合、2040年の総人口は12,390人となり、パターン②と比較して2,454人（24.6%）多くなります（パターン③）。

上記の変数を用いて、以下（表3）の4つのパターンの推計を行ないました。

【図15】 4つのパターンの将来人口推計



【表4】 4つのパターンの2040年の総人口

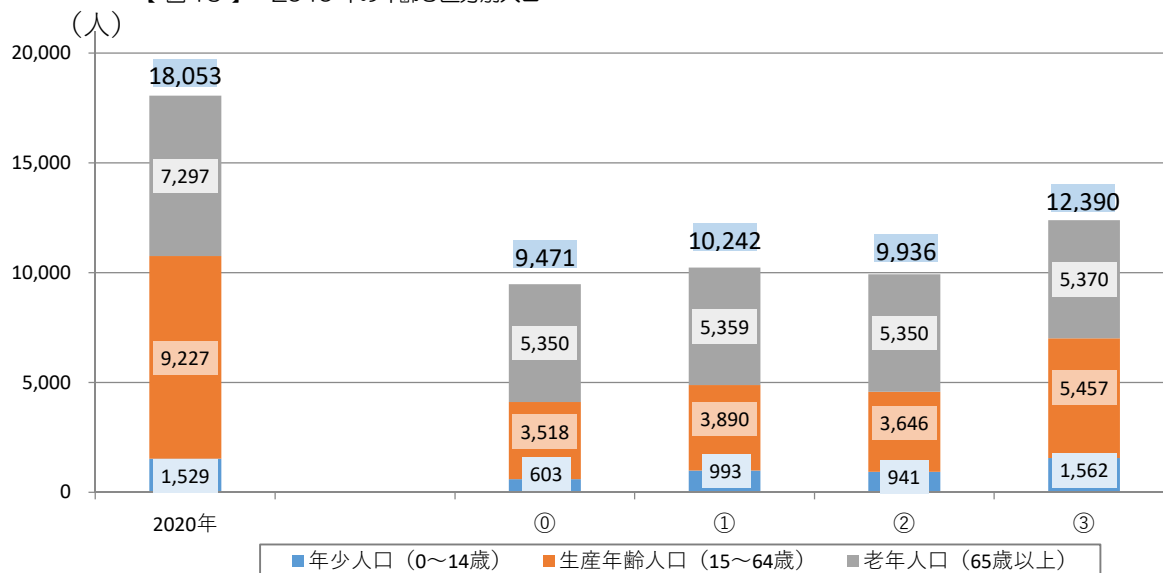
パターン	組合せ	2040年人口
④社人研推計	出生率現状維持＋転出超過継続	9,469人
①町独自推計（出生率上昇）	出生率上昇＋転出超過継続＋移住・定住促進	10,242人
②①＋出生率上昇	出生率上昇＋転出超過継続	9,936人
③②＋移動均衡	出生率上昇＋転入転出均衡	12,390人

② 2040 年の年齢3区分別人口

2040 年の推計人口を年齢 3 区分別に 2010 年と比較すると、年少人口がパターン①では 61%、パターン①では 35%、パターン②では 34%減少しますが、パターン③では 2%増加します。生産年齢人口がパターン①では 62%、パターン①では 58%、パターン②では 44%、パターン③では 41%減少します。

老年人口は、パターン①、②では 27%、パターン③は同じで、26%減少します。

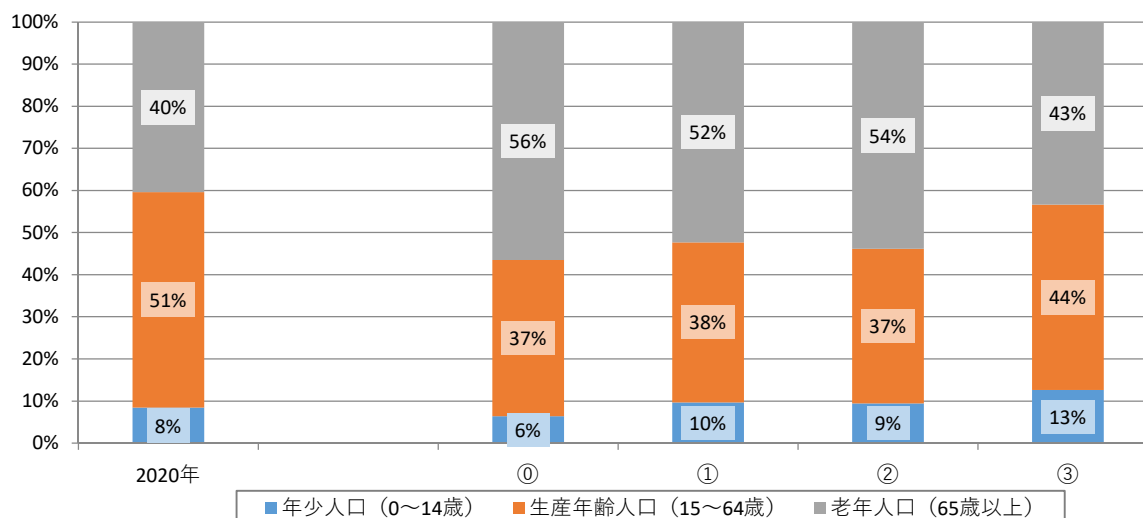
【 図 16 】 2040 年の年齢3区分別人口



② 2040 年の年齢3区分別人口割合

年齢 3 区分別の人口を割合で比較すると、合計特殊出生率が上昇しないパターン①では、年少人口が 10%未満となりますが、合計特殊出生率が上昇するパターン②、③及び④では、年少人口が約 10%程度となります。

【 図 17 】 2040 年の年齢3区分別人口割合



(4) 人口の変化が地域の将来に与える影響

① 地域経済縮小と人口流出の悪循環が生じる

パターン①のように、生産年齢人口が2020年の9,227人から2040年に3,518人と、約3分の1以下にまで減少すると、労働供給力が縮小し、町内の生産が減少します。生産が減少すると所得が減少し、所得が減少すると消費も減少するため、町民の消費に支えられてきた地域産業の生産がさらに縮小することになり、地域の経済全体が縮小します。

地域経済が縮小すると地域の雇用が減少するため、働き口を求める町民の流出が起こり、さらに地域経済が縮小するといった「地域経済縮小と人口流出の悪循環」に陥っていきます。

② 公共機能が低下し、人口の流出を促進する

人口減少に伴う税収の減少により町の歳入が減少する一方で、高齢化による社会保障のための歳出が増加し、町の財政状況が悪化します。財政状況の悪化は、公共インフラ、施設の維持・更新を困難とし、公共サービスの質を劣化させるなど、ハードとソフト両面における公共機能の質の低下につながります。

そのため人口減少による公共機能の質の低下は、町民生活の質の低下につながり、さらに人口流出を促進する恐れがあります。

③ コミュニティ維持、安全・安心確保が困難となり、人の流入が見込めなくなる

若い世代の人口の流出により人口が減少していくと、既に少子高齢化が進んでいる地域では、さらに若者と子どもが減少し、超高齢化地域になっていきます。

超高齢化地域では、地域活動の担い手不足により、コミュニティの維持や防犯・防災機能の維持が困難となり、生活の基本である地域内の交流や安全・安心が確保出来なくなります。そのため、新たな人の流入が見込めなくなり、さらに人口減少が進んでいく恐れがあります。

4 人口の将来展望

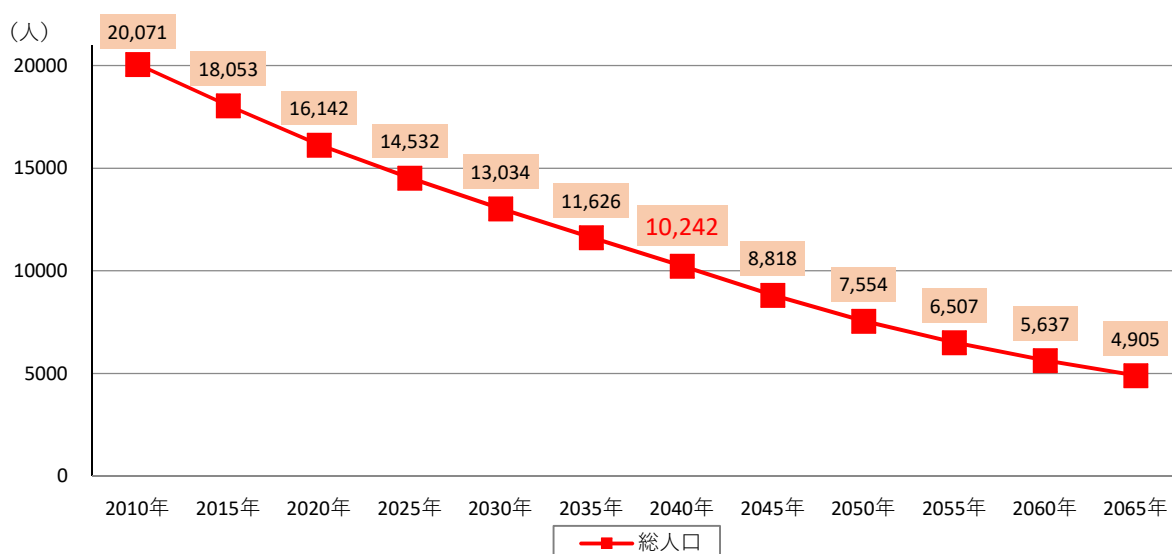
1 人口の将来目標

急激な人口減少が予想される中、本町では人口目標を以下のように定めます。

(1) 2040年に目指すべき総人口数

平成30年社人研推計値が、人口ビジョン（改訂前）の基礎とした平成25年社人研推計値から下方修正となったことを踏まえ、同様に2040年の目標人口を10,242人に下方修正します。

【図18】 2040年総人口目標



① 合計特殊出生率「2.1」を目指す

若い世代の結婚から子育てまでの希望を叶え、2030年までに合計特殊出生率を目標値「2.1」まで回復させることで、出生数の減少を抑えていきます。

【表5】 出生率・出生数の推移表

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
出生率	1.36	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10
出生数	351	472	409	356	325	295
社人研	347	285	234	191	150	120

※数値は5年間の合計

② 転出の抑制と移住定住の促進

若年層の転出者を減らし、かつ、若年層や子育て世代の転入者を増やすことで、社会移動の転出超過数を抑えていきます。

【表6】 社会移動の推移表

	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
転出超過人数	-423	-290	-250	-211	-171	-219
移住・定住促進	50	50	50	50	50	50
社人研	-423	-339	-309	-270	-198	-187

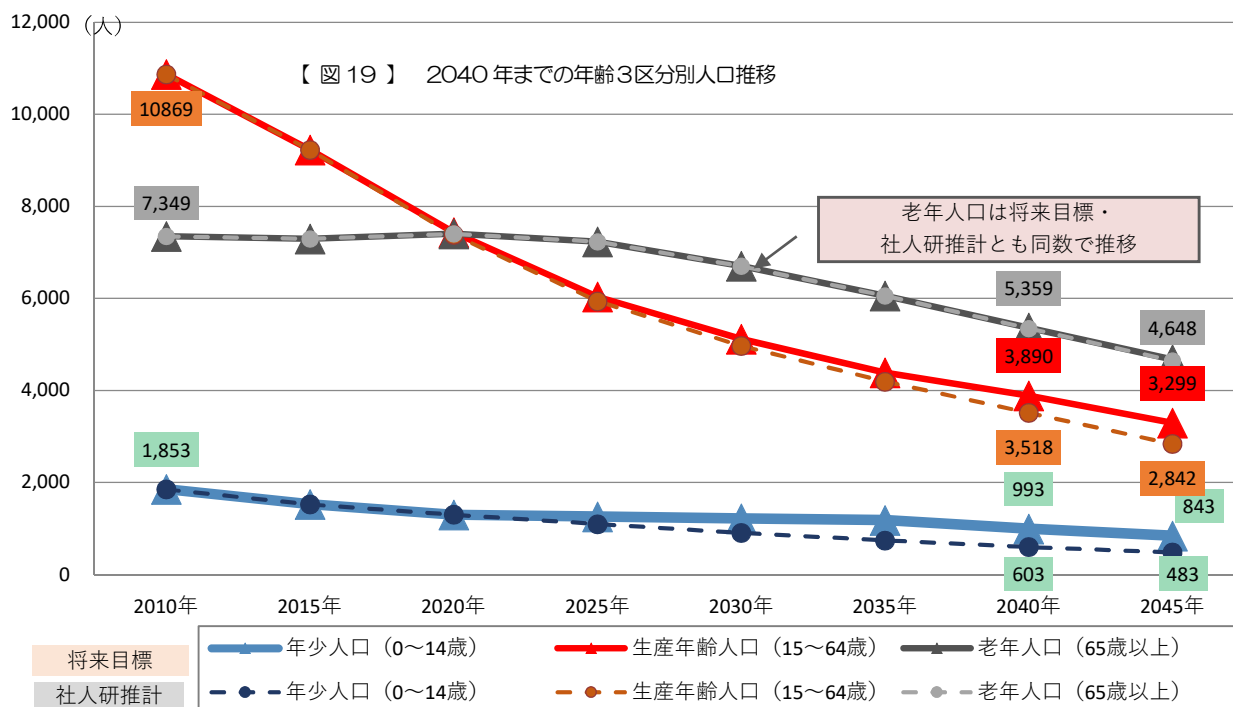
※数値は5年間の合計

(2) 年齢構成の改善を目指す

総人口が減少していく中であっても、まちの活力と持続可能性を高めていく為に、バランスのとれた人口年齢構成を目指していきます。

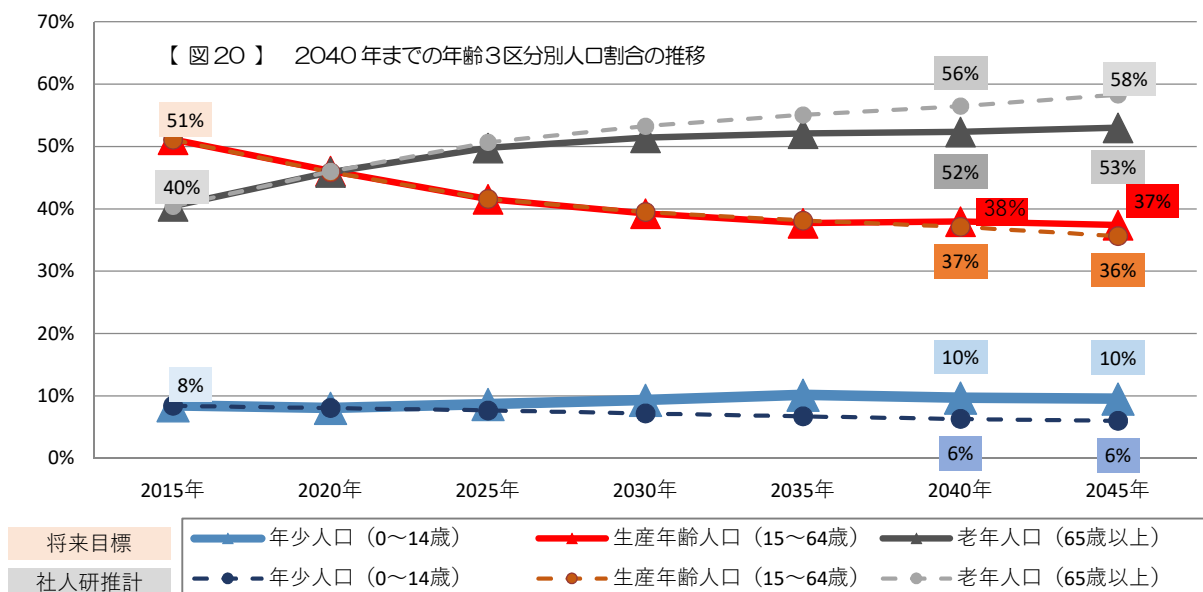
① 年齢3区分別人口の推計

下のグラフは実線が将来目標、点線が社人研の推計ですが、将来目標では、年少人口と生産年齢人口の減少がゆるやかになっていきます。



② 年齢3区分別人口割合の推計

人口割合の推計からは、将来目標では、高齢化率の上昇がゆるやかになっていきます。



第2編
大子町まち・ひと・しごと
創生総合戦略

第1章 総論

1 国における地方創生の現状等

（第1期における地方創生の現状認識）

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。

この目的に向かうに当たり、国では平成26年（2014年）9月、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を制定し、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置されました。同年12月には、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した国の長期ビジョンを策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づき、5か年の目標や施策の基本的方向等をまとめた、国の総合戦略を策定し、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を4つの基本目標とし、取組を進めてきました。

国においては、地方経済も含めた日本経済の成長戦略をはじめ、一億総活躍、働き方改革、人生100年時代等の取組を通じて、一人一人が自らのライフスタイルに応じて、潤いのある充実した人生を送るための環境づくりを積極的に進め、地方においても、様々なプロジェクトが展開されてきました。

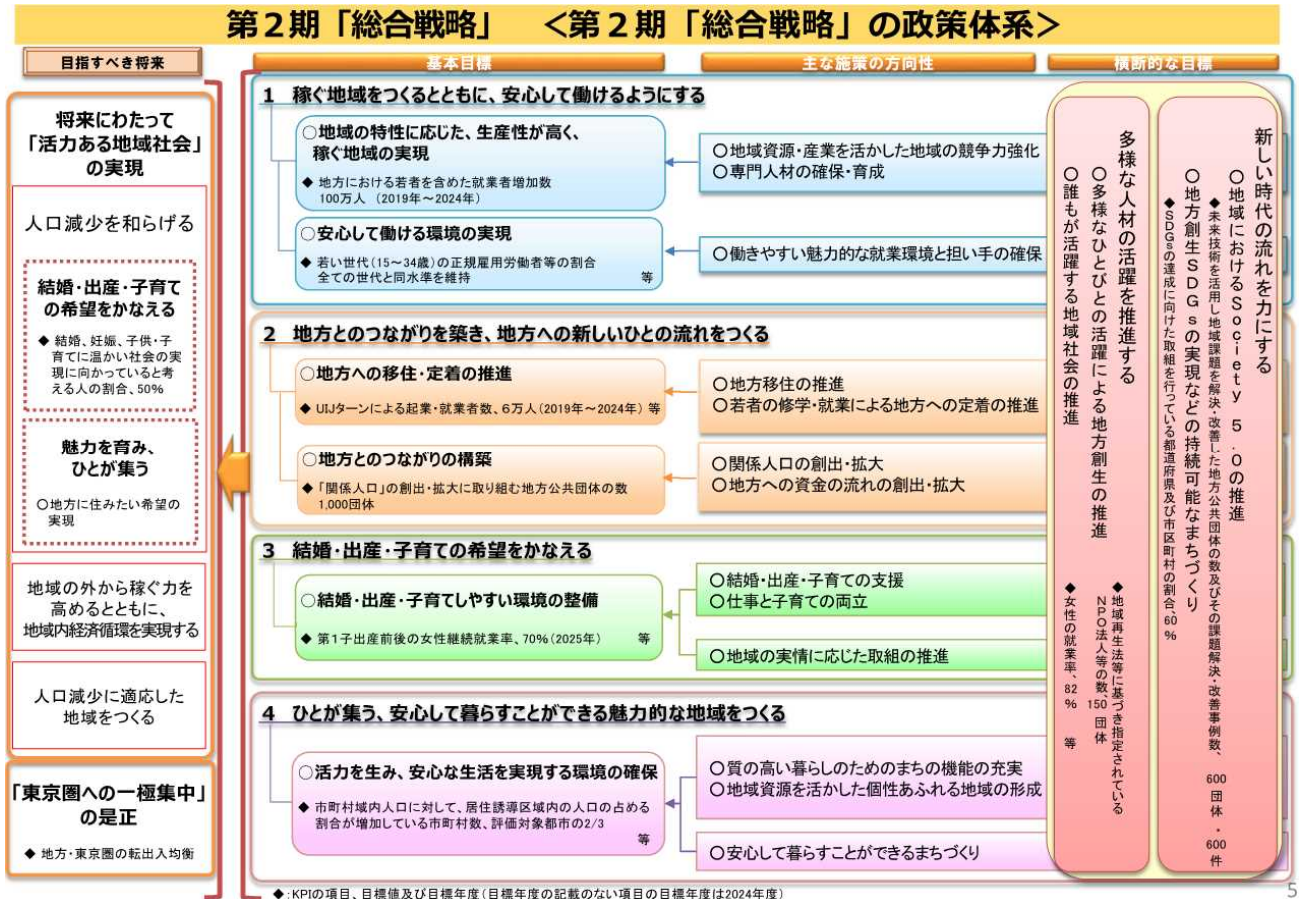
このような第1期からの流れを踏まえ、第2期の国総合戦略においては、この5年間で進められてきた施策の検証を行い、優先順位も見極めながら、「継続は力なり」という姿勢を基本にし、地方創生の目指すべき将来や、令和3年度（2020年度）を初年度とする今後4か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、地方創生の動きを更に加速させていくこととしています。



※引用元：「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」概要版 P1

2 第2期の国総合戦略における施策の方向性

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し以下のとおり、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。



※引用元：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度改訂版）及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」概要

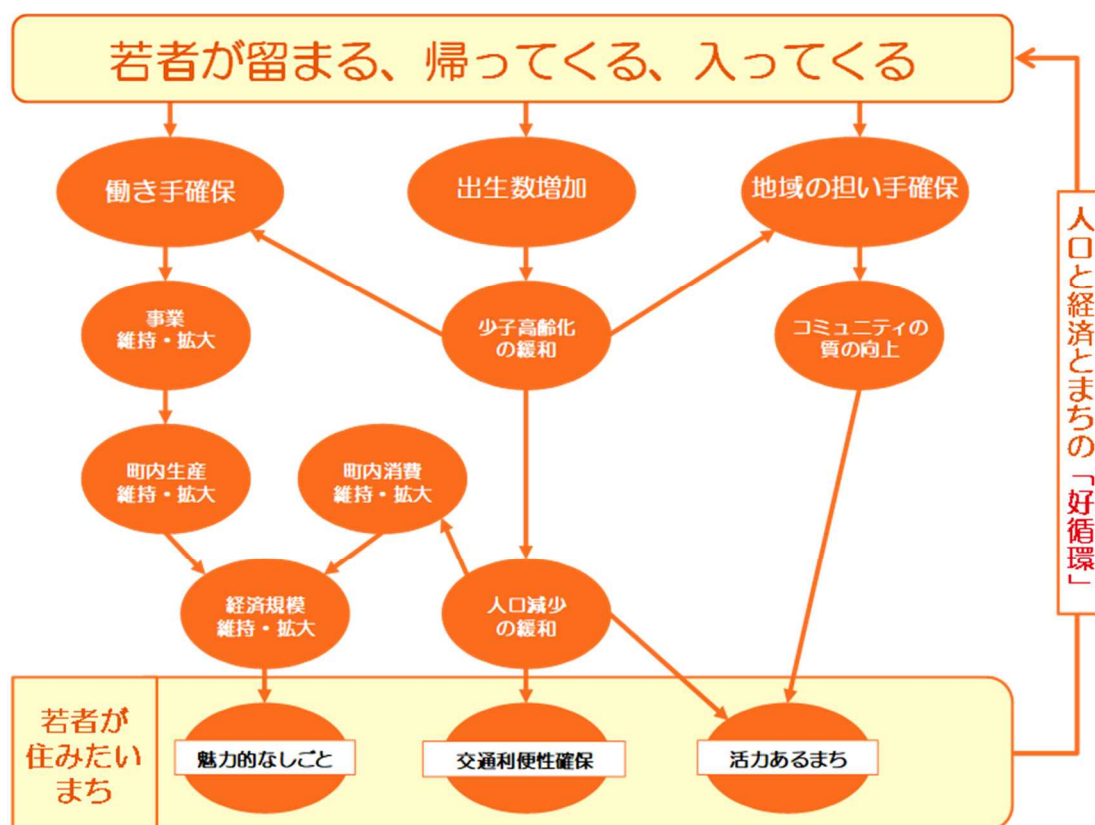
3 本町における基本方針

地方創生の基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「太子町人口ビジョン」及び「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画的に施策の展開を図ってきました。

本町においては、第2期総合戦略においても、国同様に、第1期の内容について「継続は力なり」という姿勢を基本にするとともに、これまでの地方創生の取組の成果や課題を調査・分析し、第1期の総仕上げに取り組むとともに、国及び県の第2期総合戦略を踏まえ、令和3年度を初年度とする今後4か年（令和3年度から令和6年度）の目標や施策の方向性を策定します。

1 まち・ひと・しごと総合戦略の好循環の確立

本町は、「しごとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の3つの視点から、多面的で一体的な取組を進めることにより、地域の「しごと」と「ひと」がつながり、「ひと」が「しごと」を、「しごと」が「ひと」を呼び込む活気ある「まち」づくりに取り組みます。そして、「若者が留まる、帰ってくる、入ってくる」ことによって人口減少に歯止めがかかり、経済が活性化し、まちが活気を取り戻すことで、若者の流出抑制と流入促進につながるといった好循環への転換を目指していきます。



(1) しごとづくり

地場産業や既存企業の育成・支援、若者の希望にかなう雇用の創出や新たな企業の誘致などにより、特に若い世代が本町で安心して働くことができる雇用の創出を目指します。

また、地場産業の活性化を図るとともに、高付加価値商品の開発や、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる起業の支援、企業の地方移転、事業継承の円滑化などに取り組み、将来に向けて安定的な『しごと』の確保を実現します。

(2) ひとづくり

本町への新しい人の流れをつくるために、しごとの創生を図りつつ、若者の町内への就労を促すとともに、地域に継続的に多様な形で関わり、様々な形で地域を支える交流人口・関係人口を創出するなど、町内外の有用な人材を積極的に確保するための仕組みを整備します。

また、暮らしの環境を心配することなく、安心して子供を産み育てられるよう、結婚・出産・子育てまで、切れ目のない支援を行い、地域を支える担い手となる『ひと』の創生を実現します。

(3) まちづくり

『しごと』と『ひと』の好循環を支えるためには、本町での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、『まち』の活性化が必要になります。このため、地域の絆の中で、人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地域の特性に即した課題解決と活性化に取り組み、持続可能な地域形成による『まち』の創生を実現します。

2 第2期総合戦略におけるポイント

本町の人口動態を見ると、若者を中心とした社会減（転出超過）が続いており、これに伴い、生産年齢人口と年少人口が減少しています。こうした現象が続いた場合、地域社会の担い手の減少ばかりでなく、消費市場も縮小し地域の経済が縮小するなど、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥ることになります。

また、少子高齢化による自然減の影響で、今後さらに人口減少が進行していくと見込まれます。

これらのことを踏まえ、第2期では、国及び茨城県の総合戦略を勘案しつつ、町民が豊かさや生活の充実感を享受できる町となる「活力のある地域社会」の実現を目指します。

《参考》

国のポイント	茨城県のポイント
【目指すべき将来】 将来にわたって「活力のある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正 1 東京一極集中の是正に向けた取組の強化 ① 地方への移住・定住を促進 ② 地方とのつながりを強化 ・関係人口の創出拡大など 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的な目標に基づく施策の推進 ① 多様な人材の活躍を推進する ② 新しい時代の流れを力にする	【基本的な考え方】 ○人口減少の緩和と活力ある地域社会の維持 ○まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立 【施策展開の基本方針】 国の総合戦略を踏まえて設定する4つの基本目標のもと、Society5.0の実現やSDGsの理念も踏まえ、茨城の特性を活かした茨城ならではの基本方針を設定 ① 若者が望む質の高い雇用の創出 ② 科学技術を活かす・稼げる産業づくりの推進 ③ 本県の将来を支えリードする「人財」の育成 ④ ひと・もの・資金等の呼び込みの推進 ⑤ 子供を産み育てやすい社会づくり・災害に強く安心して暮らせる地域づくりの推進

【Society5.0】狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、我が国が目指すべき未来社会の姿

【SDGs】平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標

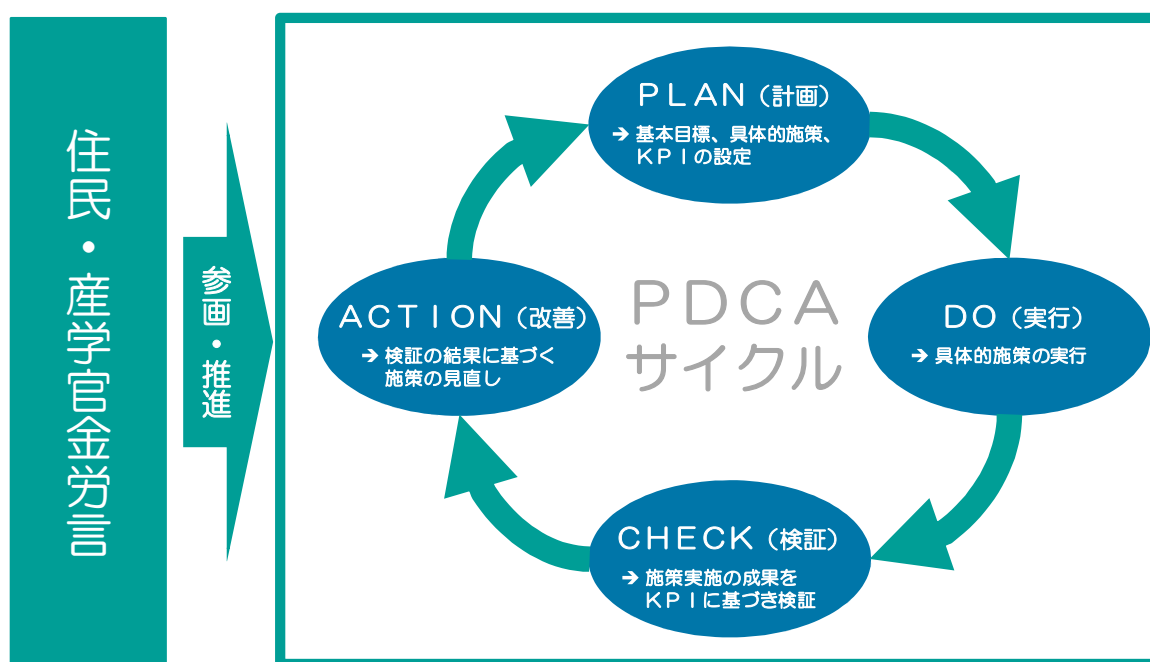
4 本町の取組体制と PDCA の管理

まち・ひと・しごとの創生を図っていくためには、本町の実態の正確な把握と分析に基づき各施策が一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要です。

そのために、住民代表や町に関わりの深い議会、子育て、各産業、教育機関の有識者、金融機関等の代表者で構成する「太子町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置し、各関係機関と問題意識を共有するとともに、課題解決に向け連携した取組を推進します。また、庁内関係部署とも連携し、総合戦略の進捗に向け一体的に推進をしていきます。

なお、効果検証と改善の手法は、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法『PDCAサイクル』とします。

これに当たっては、基本目標の達成に向けた施策の実施状況について、有識者会議において毎年検証を行い、必要であれば随時施策の見直しを行います。



【KPI】Key Performance Indicator の略。「重要業績指標」 などと言われ、最終目標を達成するための過程を計測・評価する中間指標のこと。

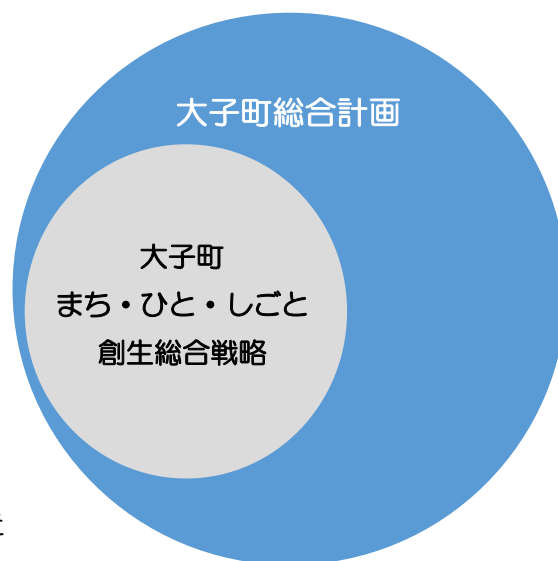
5 計画期間

2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までの4か年

6 大子町総合計画との関係

総合計画は、まちづくりの中長期的な方向性を示すものであり、日常生活にかかわる様々な行政サービスをはじめとして、本町が取り組むすべての施策の方向性がまとめられたものです。

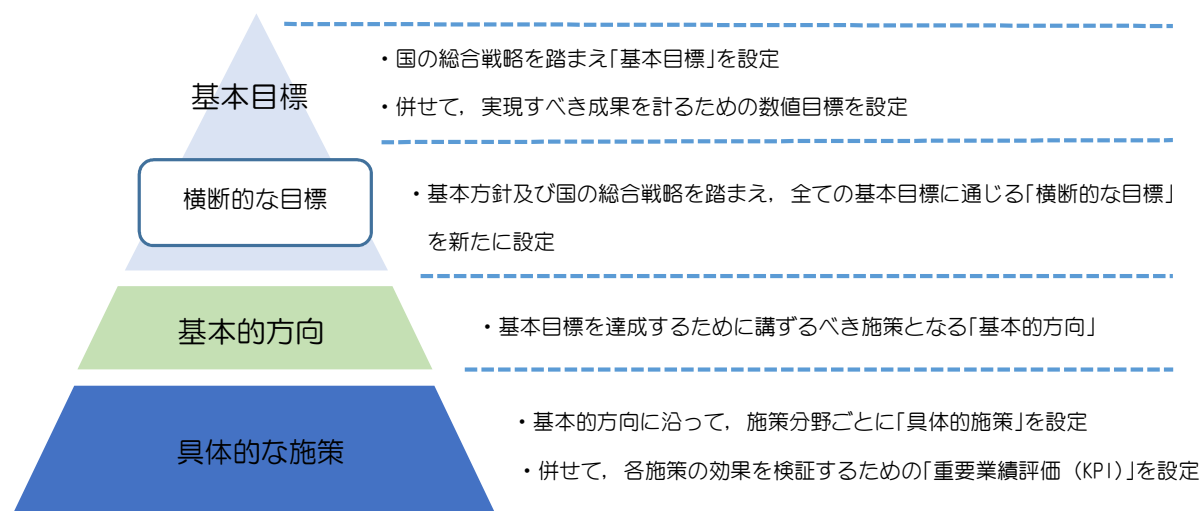
一方、総合戦略は、総合計画でまとめられた施策のうち、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを目指す、地方創生に主眼をおいた施策の体系化を図り、関連する施策を連動させながら、重点的に施策を推進していくためのもので、総合計画における「雇用の創出」・「定住の促進」・「人口増」の施策を抽出した性格を有し、将来の人口展望に基づく基本目標や方向性を示したうえで、具体的な戦略を定めたものです。



【総合計画と総合戦略の関係図】

7 施策体系

まち・ひと・しごと創生法第10条第2項に基づき、人口ビジョンの将来展望に掲げた「2040（令和22）年度人口10,242人維持」を目指すために必要な施策の体系化を図ります。



第2章 基本目標と横断的目標

1 基本目標

基本目標は、2019（令和元）年度に閣議決定した国の第2期総合戦略に掲げられた4つの基本目標と、大子町の人口動態及び第1期の検証結果などを踏まえ、第1期に引き続き、国の基本目標に準じた目標を設定します。

基本目標Ⅰ	<u>安定した雇用を創出する</u> ・地場産業を振興するとともに、若者の希望にかなう雇用を創出し、将来に向けての安定的な「雇用」の確保を目指します。
基本目標Ⅱ	<u>新しい人の流れをつくる</u> ・地域資源やイベントを磨き上げ、情報発信等により観光交流を促進し、関係人口、交流人口の増加を目指します。
基本目標Ⅲ	<u>結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる</u> ・子育て支援の充実や、安心して子育てができる環境づくりなどを推進し、子育て世代の定着を目指します。
基本目標Ⅳ	<u>安心して暮らすことができる魅力ある地域をつくる</u> ・安全・安心で、持続可能なまちづくりを推進し、まちの魅力向上を図ります。

2 横断的目標

全ての基本目標に通じる目標を、「横断的な目標」として設定します。

横断的な目標は、国の第2期総合戦略を踏まえ、「多様な人材の活躍を推進する」及び「新しい時代の流れを力にする」の2つの目標を掲げ、達成に向けて取り組みます。

横断的目標Ⅰ	<u>多様な人材の活躍を推進する</u> ・地域に関わる一人一人が地域の担い手として積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に推進します。
横断的目標Ⅱ	<u>新しい時代の流れを力にする</u> ・地域における Society5.0 の推進に向け、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を目指します。 ・SDGs を原動力とした地方創生の推進を図り、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指します。

1 横断的な目標Ⅰ 多様な人材の活躍を推進する

地方創生の更なる推進に向けては、地方創生の基盤を担う多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要となっています。

このため、多様化・複雑化する地域の課題解決に向けて、地方公共団体だけでなく、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人一人が地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる環境づくりを推進します。

(1) 多様な人材の活用及び育成による地方創生の推進

関連する基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ 基本目標Ⅳ	「民の力」を地方創生に効果的に活用するため、民間の資金や人材の積極的な活用を促進し、官民協働の強化による地方創生の深化を図ります。
基本目標Ⅱ	地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出に取り組みます。
基本目標Ⅰ 基本目標Ⅱ 基本目標Ⅲ	地方創生の更なる推進を図るため、行政と地域をつなぐキーパーソンや、観光や販路拡大などの各分野で様々な知識や経験を有する専門人材など、地方創生の主役となるような人材の確保に努めます。
基本目標Ⅰ 基本目標Ⅱ 基本目標Ⅳ	共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合い、「関係人口」など新しい関わり方や、若者の価値観の変化など、時代の潮流を踏まえた地域コミュニティの在り方を検討します。
すべての基本目標	地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた発展につなげられるよう、地域にかかわる一人一人が地域の魅力づくりの担い手として自ら積極的に参画できる方法を検討します。

(2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進

関連する基本目標	施策の方向性
すべての基本目標	一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮して生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
すべての基本目標	誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現のためには、本人の希望に応じて働くチャンスを得ることが極めて重要であるため、女性、高齢者、障がい者などの就労を促進します。

2 横断的な目標Ⅱ 新しい時代の流れを力にする

未来技術は、地域の特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、各種サービスの生産性や利便性を高め、生活の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものとして期待されています。

このため、地域における Society5.0 の推進に向け、地域における未来技術の活用を促進し、地域課題の解決、地域の魅力向上を目指します。

また、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、2030（令和 12）年を期限とする SDGs（持続可能な開発目標）の理念（誰ひとり取り残さない社会の実現）に沿ってまちづくりを進めることにより、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指します。

（１）地域における Society5.0 の推進

関連する基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ	新しいビジネスモデルの創出や、中小企業における事業効率化を図る手段としての未来技術の活用を推進するとともに、専門技術を持った人材の育成・確保に取り組みます。
基本目標Ⅱ 基本目標Ⅲ 基本目標Ⅳ	地域の実情に応じた形で未来技術の実現に向け、医療、介護、交通、教育、サービス産業などの様々な分野に新技術を活用し、地域課題の解決や地域の魅力向上につなげる取組を推進します。

（２）地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

関連する基本目標	施策の方向性
すべての基本目標	各分野に位置づける地方創生の取組を SDGs の理念に沿って進めることにより、地域課題解決に向けた相乗効果を発揮し、SDGs を原動力とした地方創生の推進を図ります。

第3章 具体的な施策と重要業績評価指標

基本目標Ⅰ 安定した雇用を創出する

1 施策の基本的方向

日本全体として人口減少が進行し、特に地方においては労働力人口の減少、消費市場の縮小が懸念される中、ひとが訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることもできる、魅力的なしごとや雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。

そのため、官民の交流や連携を深めることで、新たな事業分野の開拓や技術開発を促進し、新規事業の展開や経営基盤の強化による、生産性の向上を図ります。

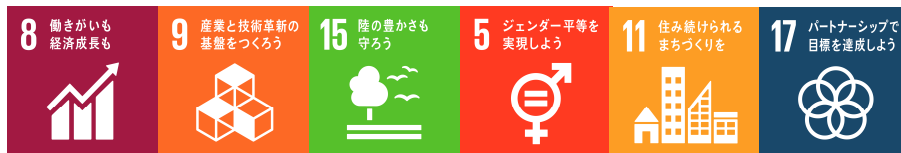
また、幅広い業種の企業誘致に取り組み、魅力ある安定した雇用の創出・確保に努めるとともに、持続可能な農林畜産業・観光業を推進し、地元産材を活かした付加価値商品を創出するなど、地域経済の活性化を図ります。加えて、本町の特産品を使用した商品の開発や育成を支援し、様々な媒体を活用して魅力を全国に発信し、本町のイメージの向上を図ります。

さらに、若年層の人材の獲得や定着、働く意欲や能力のある女性や高齢者が、活躍いきいきと働き続けるため、就労者の様々なニーズに対応し、心身の健康が維持できる働きやすい就業環境の整備を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発に取り組んでいきます。

【数値目標】

項目	基準値	目標値
従業者数(経済センサス-基礎調査)	6,163 人	5,100 人
認定農業者	79 名	90 名

【関連する SDGs 開発目標】



【ワーク・ライフ・バランス】「仕事と生活の調和」と訳される言葉

2 具体的な施策とKPI

(1) 地域資源の活用及び人材の育成による地場産業の振興

- ① 異業種との連携等による、新産業・新事業・新商品の創出を支援し、ブランド力の強化と販路拡大を図ります。
- ② 農林畜産業や商工業などの人材不足、担い手不足を解消するため、人材育成に対する支援を行い、後継者の確保を推進します。
- ③ 高品質を売りにした農林畜産物の品質向上や認知度向上、6次産業化等の取組を支援し、付加価値の向上及び収益力強化を図ります。
- ④ 林業経営の自立化と木材利用を促進し、林業の成長産業化を図ります。
- ⑤ 新たな観光コンテンツの導入により観光客を誘致し、町内の回遊を促進するとともに、宿泊を伴う観光客の増加を促すことで、観光消費の増加を図ります。
- ⑥ 地元の人ならではの「おもてなし」により、観光客の満足度を高め、リピーターの増加を図ります。
- ⑦ 地域資源の磨き上げと発掘、受入体制の整備に取り組み、戦略的な誘客プロモーションを展開することで、魅力ある観光地域づくりを推進し、国内だけでなくインバウンドの誘客を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
「だいがみ」ブランドの認証件数	60 件	75 件
認定農業者数	79 名	90 名
うち農業生産法人数	12 件	15 件
観光入込客数	110 万人	150 万人

【インバウンド】外国人が訪れてくる旅行のこと。

(2) 若者の希望にかなう雇用の創出

- ① 既存企業の経営改善や新規事業展開に必要な知識や技術の取得など、経営者や後継者を育成し雇用機会の拡大を図ります。
- ② 企業立地優遇措置等を広く発信し、製造業だけでなく IT 系企業など、クリエイティブ産業分野の企業を誘致し、若者の就業希望をかなえると同時に、地元雇用の創出を図ります。
- ③ 商店街の空き店舗や遊休資産を活用した出店を支援し、新たな創業の促進を図るとともに、町内での起業を志す若者の増加を図ります。
- ④ 多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高めます。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
企業誘致事業所数	新規立地 5 社	新規立地 8 社
企業用地等の登録件数	6 件	50 件
企業誘致専用サイトへの年間アクセス件数	250 件	1,000 件
町内企業等への新規採用者数	6 人	20 人

(3) Society5.0 の実現に向けた新たなビジネスモデル構築の推進

- ① IOT, AI 等の先進技術導入への支援等により、地場産業の生産性向上を推進し魅力的な雇用を創出します。
- ② 未来技術の進展を見据えた新たな産業を切り拓く若者を育成します。
- ③ ICT, AI 等の技術を活かして、しごと、医療、福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保し、新たな日常に対応した地域経済の構築を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
町内のキャッシュレス導入件数	34 件	50 件
年間スマート農業の導入件数	2 件	4 件

【クリエイティブ産業分野】芸術、映画、コンピュータゲーム、服飾デザイン、広告など知的財産権を有した生産物の生産に関わる産業

【スマート農業】ロボット技術や ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）や IoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業

基本目標Ⅱ 新しい人の流れをつくる

1 施策の基本的方向

東京圏への一極集中の傾向は継続しており、2019年には14万8千人の東京圏への転入超過を記録しています。転入超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会を捉えて東京圏に集まってきているものと考えられます。

このような中で、今般の新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大していることを踏まえ、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がっており、この機会に、若者等の地方へ移住する動きを支援し、地方に訪れ住み続けたいという希望の実現に取り組むことで、地方へのひとの流れをつくる必要があります。

そのため、本町の地域資源を活かした新たな観光コンテンツを創出し、観光地としての更なるブラッシュアップを図り、多様な媒体を活用して、まちの魅力や、移住・定住に関する支援の充実に関する情報を発信することで、関係人口・交流人口の創出と、U・I・Jターンを促します。

「また訪れたい」、「ここに住みたい」と思えるような地域をつくるためには、豊かな自然や文化、人々のつながりや地域での暮らし方など、多様な「まち」の魅力をつくることが重要です。地域の経済社会構造全体をふかんして、空き家や空き店舗、廃校などの地域資源を最大限に活用した、本町の新たな価値の創造に取り組んでいきます。

【数値目標】

項目	基準値	目標値
町外からの移住定住者数(年間)	6人	10人
社会増減数(年間)	-166人	-58(累計)

【関連するSDGs開発目標】



【U・I・Jターン】3つの人口環流現象の総称。Uターン：地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。Iターン：生まれ育った地域からどこか別の地方へ移り住むこと。Jターン：地方からどこか別の地域に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

【関係人口】特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。観光以上移住未満と例えられたりする。

2 具体的な施策とKPI

(1) 豊富な地域資源を活かして交流を促進する

- ① 町内の観光資源を磨き上げるとともに、広範囲に存在する地域資源を新たな観光資源として発掘し、周遊イベントの充実と効果的な情報発信等により観光交流を促進します。
- ② 恵まれた自然環境を活用したハイキングコースやサイクリングコースの利活用を促進し、地域の魅力を創出します。
- ③ 貴重な地域資源である空き家や古民家等の多様な活用方法を構築し、他の資源との連携を図ります。
- ④ 都市部との交流活動を推進し、体験型教育旅行の受け入れなど農家民泊の取組を推進します。
- ⑤ 空き家や空き店舗、廃校については、新しい産業や雇用の創出、持続可能なコミュニティの形成など、地域経済を活性化させるための拠点となるような新たな活用案を創出します。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
観光入込客数(再掲)	110 万人	150 万人
レンタサイクル年間利用者数	63 人	1,000 人
フィルムコミッションによるロケ誘致年間件数	28 件	100 件

(2) 民間の知恵を活かした新たな交流を促進する

- ① 官民連携による事業推進を図り、専門的な視点を活かした交流人口・関係人口増加、地域経済活性化、持続可能なまちづくりを推進します。
- ② 大学との連携をより一層強化し、専門家の見地から町の課題解決を図るとともに、大学生の自由な発想から町を元気にしていく取組を生み出し、推進していきます。
- ③ 地域おこし協力隊や地域おこし企業人等の制度を利用した外部人材の受け入れを行い、外部からの視点による地域資源の活用を推進します。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
大学との連携事業実施件数	3 件	5 件
地域おこし協力隊事業受入人数	10 人	12 人

(3) 移住希望者等の受け入れ体制を整備するとともに担い手となる人材を誘致する

- ① 空き家バンク制度の充実を図り、移住定住や二地域居住希望者への情報提供を行い、希望実現への支援を行います。
- ② 企業のサテライトオフィスを誘致するなど、空き店舗や空き家の利活用を促進します。
- ③ 空き店舗や空き家を活用した、新たな起業やビジネス創出を支援します。
- ④ ワークেশョンの取組を推進するとともに、テレワーク等で仕事をしながら、地方で生活をする環境づくりを支援します。
- ⑤ 町外へ進学した若者や、町外の新卒者や転職希望者に対して、地場産業や地域企業の魅力や求人情報を発信し、本町に目を向ける若者の増加を図ります。
- ⑥ 本町で新規就農を志す UJターン者や移住希望者を支援します。
- ⑦ 茨城県と連携し、東京圏の人材との継続的な関係構築に取り組み、関係人口の創出・拡大を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
空き家バンク登録数	29 件	70 件
空き家バンク制度を利用した移住者数	3 人	20 人

基本目標Ⅲ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

1 施策の基本的方向

我が国の出生数は減少が続いており、合計特殊出生率は、2019年時点で1.36となっています。少子化の進行は、若い世代での未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っており、社会全体として、男女ともに、結婚、子育て、仕事をしやすい環境を整備する必要があります。

本町の2017年時点の合計特殊出生率は1.36となっており、出生数は年間約50人と、年々減少が続いています。

本町では、子供を産み育てたいという希望を実現するため、これまでも子供の成長に合わせて母子保健対策、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供、子育てへの経済的支援及び学力向上対策など、様々な施策に取り組んでおり、引き続き子育て支援や学び環境の充実に努めます。

また、子育て支援と合わせて、結婚を支援する施策を講じることにより、誰もが安心して子供を産み、育てられる環境づくりを推進し、「結婚・妊娠・出産・子育て」の希望をかなえられる、魅力あるまちづくりを目指します。

【数値目標】

項目	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.36	2.10
未婚率(25歳～39歳人口:男女平均)	49.35%	40.00%

【関連するSDGs開発目標】



2 具体的な施策とKPI

(1) 若い世代の希望をかなえる結婚・妊娠・出産・子育ての環境を整備する

- ① 未婚の男女が出会う機会を提供するなど、結婚活動を支援し、本町での出会いと結婚の促進を図ります。
- ② 子育ての不安を和らげ、安心して子育てができ、子育てに夢と希望が持てるよう、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠から子育て期にわたる、切れ目のない相談・支援を実施します。
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育て・教育に係る経済的負担の軽減を図り、本町での子育てを支援します。
- ④ 本町の充実した子育て支援策を町外へアピールし、出産・子育て世帯の転入を促進します。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
結婚支援制度活用による成婚数	1 組	5 組
結婚新生活応援補助金申請件数	8 世帯	10 世帯
子育て世帯住宅建設助成金申請件数	115 棟	135 棟

(2) まちの将来を担う人材を育成する

- ① 児童生徒の基礎学力の定着を図るため、学力に応じてきめ細かな指導を行い、効果的な学習を推進します。
- ② 本町に対する愛着を高め、定住やUターンにつなげるため、郷土愛を育む教育を実施します。
- ③ 大学等の高等教育機関と連携し、高度かつ豊富な知見を活用した、教員の指導力向上と児童生徒の学力向上を図ります。
- ④ グローバル人材育成のため、外国語教育の充実を図り、児童生徒が国際感覚を養うための様々な体験ができる機会を創出します。
- ⑤ 情報化時代における ICT 教育を拡充するとともに、感染症拡大に伴う休業にも対応出来るよう、小中学校の ICT 教育環境の充実を図ります。
- ⑥ 全国からの生徒募集や学力向上及び部活動活性化の取り組みを行う太子清流高等学校に、支援を行います。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
英語技能検定5級, 4級, 3級の合格率 中学校1～3年生	73.5%	80.0%
学校給食の使用野菜における地場産物の割合(重量換算)	9%	15%
町外からの大子清流高校への入学者数	60 人	120 人

基本目標Ⅳ 魅力ある地域をつくる

1 施策の基本的方向

全国的にも、人口減少・少子高齢化の進展による地域経済の縮小や地域コミュニティの機能低下などが問題となっています。

今後さらなる人口減少・少子高齢化の進展が予想される中で、現在住んでいる人が「住み続けたいと思えるまち」、また、就業や進学により転出した若者世代が「また戻ってきたくなるまち」であるためには、自分の生まれ育った地域の魅力や歴史を大切にする郷土愛を育むことが必要です。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰ひとり取り残さない社会の実現」に向けて、周辺自治体との広域的な連携や、住民との協働による地域課題解決への取組を推進するとともに、地域の活性化と魅力向上を図る必要があります。

多様化するニーズに対応した質の高い暮らしを実現するため、医療・福祉サービスの向上や、公共交通等移動手段の充実を図るとともに、地域コミュニティの形成や、活性化に取り組む民間人材を支援し、地域コミュニティ維持による、安全・安心の確保をすることで、持続可能なまちづくりを推進し、子供から高齢者まで、誰もがいきいきと活躍できる、魅力と活力あるまちづくりを目指します。

【数値目標】

項目	基準値	目標値
意向調査で「10年後も大子町に住んでいる」と回答する高校生の割合	28.70%	40.00%

【関連する SDGs 開発目標】



(1) 将来を見据えた持続可能なまちづくりを推進する

- ① 持続可能なまちづくりの軸となり、地域の暮らしを支える公共交通の利便性の向上に努め、町民や観光客など利用者の増加を図るとともに、地域の賑わい・交流を創出し地域活性化を図ります。
- ② AI等の先進技術を活用するなど、Society5.0の実現に向けた事業を推進し、人口減少に対応した地域づくりを進めます。
- ③ 全世代にとって快適で魅力的なまちとなるよう、誰もが役割を持つ支え合いの地域コミュニティづくりを推進します。
- ④ 地域課題の解決や活性化を目指した、自主的・主体的な取組を行う団体等を支援し、地域での新しい魅力の創出を促進します。
- ⑤ 豊かな自然環境を守るため、環境への負荷の少ない、循環型社会の実現を目指します。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
公共交通機関年間利用者数	68,116 人	102,174 人
可燃ゴミの年間収集量	4,410t	3,635t
元気なまちづくりチャレンジ支援事業申請団体数(延べ)	13 団体	25 団体

(2) 誰もがいきいきと暮らせる環境づくりを推進する

- ① 高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を進めます。
- ② 障がい者の特性と雇用先のニーズを結びつける人材を確保し、障がい者の一般企業への就労移行・定着支援を推進します。
- ③ 住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活を送ることができるよう、医療と介護の連携体制を強化します。
- ④ 健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識・技術の習得などにより、生きがいのある人生にする学習機会を提供するなど、生涯学習の充実を図ります。
- ⑤ 青少年が社会参加に興味を持つような「講習会」の開催や「居場所づくり」に努めます。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
公民館講座参加者数	195 人	250 人
シルバー人材センターの会員数	63 人	68 人
障害者の一般企業への移行者数	1 人	2 人

(3) 安全・安心で危機に強い体制づくりを推進する

- ① 公共インフラや公共建築物の適正かつ効率的な維持管理を推進し、危機に強いライフラインを整備します。
- ② 災害の教訓を踏まえ、激甚化する自然災害に備えた、災害時の広報手段や避難所機能の強化、感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築など、防災の基盤強化を図るとともに、町民の防災意識の高揚を図ります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、「新しい生活様式」への意識の高揚を図るとともに、感染者の発生に対する、事前の対策と感染発生時における具体的対応を定めることで、迅速かつ適切に対応します。
- ④ 近隣自治体との連携や消防団員の確保による消防体制の強化を図ります。
- ⑤ 救急救命士の養成や、町民への応急手当に関する知識と技術の普及活動、AED の設置箇所増加などにより、救急・救助体制を強化し、救命率の向上を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
防災訓練や研修会を実施している自主防災組織の組織率	31.0%	50.0%
消防団員数	443 人	480 人

(4) 広域連携による魅力的な圏域づくりを推進する

- ① 八溝山周辺定住自立圏連携事業により、圏域内での結婚、住民同士の交流、圏域外からの観光交流等の促進を図ります。
- ② グリーンふるさと圏6市町村と連携し、教育旅行を推進による交流人口の増加を図ります。
- ③ 広域連携事業の推進により、関係自治体間とのネットワークを強化し、単独では解決が難しい地域課題の解決を図り、住民生活の質的向上を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	基準値	目標値
八溝山周辺定住自立圏における連携事業数	43 事業	50 事業

資料編

○大子町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成27年3月16日

告示第12号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり全庁的に取り組むため、大子町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長2人及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は総務課長、まちづくり課長、財政課長及び観光商工課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、第2条の所掌事項に掲げる事項について調査及び検討を行うため、下部組織として大子町プロジェクトチーム設置運営規程（平成13年大子町訓令第3号）によるプロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部及び前条のプロジェクトチームの庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○大子町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成27年3月31日

告示第31号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、大子町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、大子町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）が作成した総合戦略の案に関して、意見及び提案並びに施策の効果検証を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 大子町議会議員
- (2) 子育て、産業界、行政機関、教育機関及び金融機関の有識者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

○大子町まち・ひと・しごと創生有識者会議名簿

No.	氏 名	分 野	備 考
1	中 郡 一 彦	議会議員	総務経済委員
2	大 藤 猛	住民との協働	区長会
3	齋 藤 博 司	福祉	民生委員児童委員協議会
4	石 井 隆 之	観光	観光協会
5	伊 澤 孝 文	農林畜産業	農業委員
6	滝 栄 司	商工業	商工会青年部
7	古 平 茂 芳	金融	大子町金融団
8	仲 野 貴代恵	教育	学校長会
9	有 馬 勝 也	教育	大子清流高校
10	杉 山 一 樹	まちづくり	大子町連合若連
11	大 関 仁	防災	NPO 法人まちの研究室
12	福 田 智 昭	医療	水郡医師会
13	長 沼 宏 美	子育て	大子町 PTA 連絡協議会
14	齋 藤 美 佳	子育て・女性	大子町女性ネットワーク

(順不同・敬称略)

○大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係るプロジェクトチーム設置要項

（設置）

第1条 大子町プロジェクトチーム設置運営規程（平成13年大子町訓令第3号）第2条の規定に基づき、大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係るプロジェクトチーム（以下、「チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 チームは、地方版人口ビジョン及び大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）の策定に当たり、調査及び検討を行う。

（構成）

第3条 チームの構成員は、19人以内とする。

2 チームにリーダー及びサブリーダー1人を置く。

（設置期間）

第4条 チームの設置期間は、総合戦略の策定作業終了までとする。

（会議）

第5条 チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

（庶務）

第6条 チームの庶務は、まちづくり課が行う。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、リーダーが別に定める。

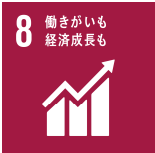
附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

○大子町まち・ひと・しごと総合戦略策定に係るプロジェクトチームスタッフ名簿

No.	所 属	職 名	氏 名
1	総務課	主 任	吉 成 和 将
2	まちづくり課	主 任	我 妻 直
3	財政課	主 事	高 村 喜 尚
4	税務課	主 事	大 畠 健
5	農林課	主 事	本 間 健 弘
6	観光商工課	主 任	松 本 暁 空
7	建設課	係 長	齋 藤 英 樹
8	福祉課	主 事	藤 田 光 希
9	健康増進課	主 事	根 本 真由美
10	生活環境課	係 長	高 野 英 行
11	町民課	主 事	飯 村 仁 美
12	会計課	課長補佐	本 多 厚 子
13	議会事務局	係 長	安 藤 瑠美子
14	教育委員会事務局 学校教育担当	主 任	西 原 隆 之
15	教育委員会事務局 生涯学習担当	係 長	佐 藤 剣
16	水道課	係 長	仲 野 健 一
17	消防本部	係 長	鈴 木 長 樹

SDGs（エス ディー ジーズ）持続可能な世界を実現するための 17 の目標とその内容

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

第2期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月：令和3年3月

発 行：大子町

編 集：大子町 まちづくり課

住 所：〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子 866 番地

電 話：0295-72-1131

F A X：0295-72-1167

